

定 款

2023年3月2日

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズと称し、英文ではOSAKA Titanium technologies Co., Ltd. と記す。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金属チタニウム等非鉄金属及び半導体材料の製造並びに販売
- (2) チタニウム化合物等非鉄金属化合物の製造並びに販売
- (3) シリコン化合物及び化学薬品・工業薬品材料の製造並びに販売
- (4) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理及び再生事業
- (5) 前各号に附帯する事業並びに関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

第4条 (機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他 のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、125,760千株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株式の権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 9 条 (単元未満株式の買増請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第 10 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株式に関する事務を取り扱わせるため、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 13 条 (総会招集の時期)

1. 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。
2. 前項のほか、必要な都度臨時株主総会を招集する。

第 14 条 (総会の招集権者及び議長)

1. 株主総会は法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に支障があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。

第 15 条 (総会の決議方法)

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条 (電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第 18 条 (取締役の員数)

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 19 条 (取締役の選任)

1. 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において行い、この選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (取締役の任期)

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

第 21 条 (役付取締役及び代表取締役)

1. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名及び取締役副社長若干名を定めることができる。
2. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
3. 代表取締役は、取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常業務は代表取締役において、これを専行することができる。

第 22 条 (取締役会の招集及び議長)

1. 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 前項の取締役に支障があるときは、取締役会にてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 23 条 (取締役会の決議方法)

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができると見なす取締役の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（報酬等という。以下同じ。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 26 条 (取締役の責任免除)

1. 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第 27 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 28 条 (監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 29 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

第 30 条 (会計監査人の選任)

会計監査人の選任は、株主総会において行う。

第 31 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株

主総会の終結のときまでとする。ただし、会計監査人は、その任期が満了する定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 32 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、代表取締役がこれを定める。

第 7 章 計 算

第 33 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

1. 当会社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。
2. 当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

1. 期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第 36 条 (配当金の除斥期間等)

1. 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 金銭による剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

附 則

第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

第25期定期株主総会の終結前に生じた監査役の会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第32条第1項に定めるところによる。

以 上